R３　予備試験　民法

出題の趣旨

設問1は，制限種類債権の全部が履行不能になったと評価できる事例を題材とし て，その目的が相互に密接に関連付けられている2個の契約の一方の債務不履行を 理由として他方を解除することができるかを問う問題である。どのような場合に履 行不能と評価されるかという問題を通して，債権法の基本的な理解を問うとともに， 複合的契約の債務不履行と解除という応用的な事例について，論理的な思考力及び 事案に応じた当てはめを行うことを求めるものである。

設問2は，集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣が問題になり得る事例を題材と して，集合動産譲渡担保及び所有権留保という非典型担保の効力について，事案を 分析して，法的に論述する能力を試す問題である。非典型担保に関する判例法理に ついての基本的な理解を問うだけでなく，非典型担保の法的構成や物権変動論への 理解を組み合わせて，事案に応じた分析及び法的思考に基づく結論を説得的に論述 することが求められる。

必要な知識と思考過程のメモ

「解除したい」＝解除という法律効果の発生を求める　→　解除の法律要件を満たすか？

1. 各種契約の成立（各典型契約の成立要件）
2. 解除原因（法定解除・合意解除）
3. 催告　ありorなし
4. 解除の意思表示540Ⅰ
5. 売買　555　→売買契約の締結
6. と③ 催告による解除か541、よらない解除か542

→催告を事実関係から拾えるか？！拾えないなら催告に寄らない解除542でいくしかない！

→催告によらない解除542Ⅰ　③催告は要件として不要

② 解除原因：履行不能と評価しうる事情542Ⅰ①「全部の履行が不能」

→不能と言えるか

履行不能412の2：「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能である」

→種類物：401 ただし制限あり　特定401Ⅱされていないか？！

制限種類物が全て飲用できないものになった

飲料用ワインとして履行は不能

賃貸借契約

1. 各種契約の成立　②解除原因　③催告　④解除の意思表示

→①賃貸借契約の成立

1. 解除原因：独立した契約として法定解除原因・合意解除なし

ただし、判例：相互密接に関連した契約であり、一方が不能になると他方の契約の目的が達成できない　解除原因として認められるべき

1. 催告？　→ 催告によらない　542Ⅰ⑤「催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか」

反論

❶抗弁：543 債権者の責に帰すべき事由　倉庫準備の遅滞　→倉庫準備については改めて別途合意した

❷別個独立の契約　→ 当事者の合理的意思解釈　契約締結にあたっても明示されている

譲渡担保：非典型担保

私的実行：競売手続きを介さない担保実行

＋担保価値以上の価値の帰属は正当化されないので清算義務

契約時に担保的制約を受けた所有権が移転　設定者留保権が残る

債務不履行→担保権実行の意思表示（実行通知）

集合物の譲渡担保

　いわゆる流動集合動産譲渡担保：集合体を構成するここの動産が変動する

1物１権主義　1個の「集合物」という概念　構成要素が変動すると捉える

有効性：1個の「集合物」といて特定、独立の経済的価値を有している　適当な公示方法を講じることができる

特定性：構成部分の変動する集合動産　その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定される場合、1個の集合物として譲渡担保の目的となりうる

対抗要件：動産　営業や事業に用いられる動産が対象　引き渡し＝占有改定　（動産譲渡登記）　いったん占有改定による引き渡し　集合物としての同一性が失われない限り　個別的な占有改定を問題とすることなく　新たに構成部分となった動産を包含する集合物にも及ぶ

効力：実行通知があるまでは通常の営業の範囲内で処分する権限あり　譲渡担保の拘束なく、確定的に所有権を取得　通常の営業の範囲を超えて処分したときは処分の相手方のもので、なお譲渡担保の効力に服する　もっとも即時取得（１９２）の可能性あり

既に「離脱」していた場合は承継取得

所有権留保：非典型担保

代金完済により所有権を取得するという条件付き権利（１２７条）

所有権に対する物権的期待権

使用収益権あり　処分は原則禁止、ただし転売授権あればO K

（参考答案）

第１　設問１

１　結論

Aは、本件ワイン売買契約については、履行不能を解除原因として無催告で契約を解除できる（542条1項1号）。同様に、当該売買契約と相互密接に関連し、契約目的を達成することができなくなった本件賃貸借契約についても、（履行不能として）無催告で契約を解除することができる（542条1項1号）。

２　理由

1. 本件ワイン売買契約について

Aとしてはまずは売買契約の解除を主張することになるが、そのためには、①契約の成立②解除原因（③催告）④解除の意思表示540Ⅰを満たす必要がある。

本件では、①R3.６.１に本件ワイン売買契約（555）が成立している。ところが、その本件ワインは、落雷による配電盤の故障によって冷蔵倉庫内部が異常な高温となり、ワインは全て飲用に適さない程度に劣化した。本件ワインは特定物ではなく、種類債権（401）ではあるが、乙農園の生産にかかるもので冷蔵倉庫内の１万本しかなく、同種同等のものはないため、制限種類債権に当たる。そして、この倉庫内の全てのワインが飲める状態ではなくなったため、取引の社会通念に照らして履行不能（412条の2）にあたる。そこで、542条1項1号にあたるため③催告は不要であり、④解除の意思表示によって解除が主張できる。

これに対して、Bは契約解除に関し、543条に基づき、その帰責性がAにあると反論しうる。しかしながら、引渡日前日とはいえ、冷蔵倉庫に隣接する家屋の落雷による火災や配電盤の故障は不可抗力であり、Aに帰責性は認められない。

したがって、本件ワイン売買契約の解除は認められる。

1. 本件賃貸借契約について

上記同様、解除の要件として①本件賃貸借契約（本件ワイン保管倉庫として期間1年）の成立は認められる。ただし、②として解除原因は、本件賃貸借契約を単独の契約として見る限り法定解除原因はなく、Bからも法定解除原因も合意解除もない旨の反論がなされうる。しかし、本件賃貸借契約は、あくまでも同一当事者間での本件ワイン売買契約を前提とし、冷蔵設備が不可欠なその目的物の保管場所として借りようとしたものである。そこで、判例と同様、双方が相互密接に関連した契約であり、一方が不能になると他方の契約の目的が達成できない場合には、解除原因として認められるべきと解すべきである（判例の射程が及ぶ）。したがって、本件賃貸借契約の前提として売買目的物保管という相互密接に関連し、本件ワイン売買契約が引渡し債務の履行不能となったことから賃貸借の目的も達成できないことから、契約解除が認められる。そして、この場合、③催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みはないため、542条１項5号により、催告は不要である。そのため、④解除の意思表示をすれば同契約も解除しうる。

第２　設問２

１　小問（１）について

　本件譲渡担保契約の目的物は倉庫内にある全ての酒類であり、いわゆる集合物を対象とする集合動産譲渡担保である。

　これについて、事実9の主張①では、倉庫内の酒類を対象として担保目的で所有権が譲渡され、対抗要件がそなえられていると主張する一方、主張②では、目的物が特定されていない旨反論されていることから、この有効性を検討する。

そもそも譲渡担保は慣習法によって認められている非典型担保であるところ、一物一権主義により、多数の物を１つの担保目的とできるかが問題となりうる。しかし、判例の見解と同様、種類、場所、量的範囲を指定など目的物の範囲が特定されていれば、1個の集合物として特定・明確であり、一物一権主義に反しないと解される。そして、この集合物を対象として譲渡担保の目的物とする場合、あくまでも通常の営業の範囲で倉庫内外に出入りし、集合物の構成が変動することも許されている。これらの対抗要件としては、動産の引き渡し（178条）によるべきであるが、このような実態から占有改定による対抗要件具備が認められ、かつ、いったん具備されればその構成要素となった場合には当然に対抗要件を具備したと考えられる。

そこで、集合動産譲渡担保権が有効に成立するための（基づく物権的主張をしていくための）要件としては、①被担保債権の存在、②譲渡担保設定契約の成立、③所有権が移転している、④対抗要件の具備としての引渡し＝占有改定）が必要である。

本件では、①被担保債権として令和３年１０月１日にA C間で５０００万円の金銭消費貸借契約に基づく返還請求権が存在し、②同日、倉庫内の全ての酒類を担保の対象として特定した本件譲渡担保契約が成立しており、③倉庫内の酒類の所有権は担保目的でA  
からCへ移転し、④占有改定による引き渡しもなされている。

したがって、Cは第三者に対して本件譲渡担保契約の有効性を第三者に主張できる。

２　小問（２）について

Dは、事実9の主張③の通り、Cに対して本件ウイスキーに本件譲渡担保契約の効力が及ばないことを主張していくことになる。

　そもそも本件ウイスキーは、令和３年１０月１５日付の本件ウイスキー売買契約に基づいて引き渡されたものであるが、その所有権は代金支払時まで売主に留保されている。いわゆる所有権留保契約であり、これも非典型担保の一種である。そのため、所有権留保特約と集合動産譲渡担保の優劣が問題となるが、代金支払いまで所有権の移転が留保されている以上、所有権が移転したとは考え難く、譲渡担保の効力が及び要件としての所有権移転を満たさない。本件ウイスキー売買契約において、転売を認めているとしても、それは支払い代金を確保する趣旨であり、確定的な所有権な移転は代金支払い時であることには影響しない。そのため、Dが有効な集合物譲渡担保契約を締結し、対抗要件を備えていたとしても、倉庫内に移転した本件ウイスキーの所有権を確定的にAが取得していない以上、集合物譲渡担保の効力は及ばない

したがって、DはCに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができる。

以上